

山鹿市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（素案）

令和 年 月 日告示第 号

（趣旨）

第1条 この要綱は、山鹿市人権教育・啓発基本計画に基づき、市民一人一人の人権が尊重され、多様性を認め合い、性的マイノリティや事実婚の関係にある人々をはじめ、誰もが大切なパートナーや家族とともにその人らしく暮らすことができるよう支援することで、「市民一人一人の個性が輝くまち」を目指すため、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常の生活において、対等な立場で、相互に責任をもって協力すると約した2人の関係
- (2) ファミリーシップ パートナーシップにある者が、パートナーシップにある者の一方又は双方の未成年の子（実子又は養子をいう。以下同じ。）と生計が同一であり、愛情をもってその子を養育すると約した家族の関係
- (3) 宣誓 パートナーシップを形成しようとする者が、市長に対し、パートナーシップにあることを誓うこと又はパートナーシップにあることを誓った者が、市長に対し、ファミリーシップにあることを誓うこと。

（宣誓の対象者の要件）

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 宣誓をしようとする者のいずれか一方が本市に住所を有し、又は本市への転入を予定していること。
- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと及び相手方当事者以外の者といかなるパートナーシップの関係がないこと。
- (4) パートナーシップにある者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）でないこと（パートナーシップ関係に基づく養子縁組の場合を除く。）。
- (5) ファミリーシップにあることを宣誓しようとする者は、パートナーシップにある者の一方又は双方の未成年の子と生計が同一であること。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓しようとする者は、職員の面前においてパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。この場合において、15歳以上の未成年の子についてファ

ミリーシップにあることを宣誓しようとするときは、当該子が職員の面前において宣誓書に署名するものとする。

(1) 住民票の写し（宣誓しようとする日（以下「宣誓予定日」という。）以前3月以内に発行されたものに限る。）。ただし、本市への転入を予定している場合にあつては、その事実が確認できる書類（宣誓予定日以前3月以内に発行されたものに限る。）

(2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類（宣誓予定日以前3月以内に発行されたものに限る。）

(3) ファミリーシップにあることを宣誓しようとする者にあつては、パートナーシップにある者の一方の子であることを証明する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、当該宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないと市長が認めるとき又は15歳以上の未成年の子が署名することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。

3 市長は、第1項の規定により宣誓書を提出した者及び宣誓書に署名した15歳以上の未成年の子が本人であることを確認するために、次の各号のいずれかに掲げる書類の提示を求めることができる。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 在留カード

(5) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明証であつて、本人の顔写真が貼付されたもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 前条第2号に規定する市内に転入予定である者は、宣誓をした日から3月以内に、住民票の写し等市内への転入を証明する書類を市長に提出するものとする。

（通称名の使用）

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和その他市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（様式第2号の1又は様式第2号の2。以下「受領証」という。）及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カード（様式第3号の1又は様式第3号の2。以下「受領カード」という。）において通称名を使用することができる。

（受領証等の交付）

第6条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者が要件を満たしているときと認めるときは、当該者に対し、受領証及び受領カードに宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

（受領証等の再交付）

第7条 前条の規定により受領証及び受領カードの交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、当該受領証又は受領カードを紛失し、毀損し、又は汚損したときは、市長に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第4号。以下「再交付申請書」という。）を提出することにより、受領証又は受領カードの再交付を受けることができる。

2 第4条第3項の規定は、前項の規定により再交付申請書の提出をした者について準用する。

3 市長は、第1項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、第4条第1項の規定により提出された宣誓書が保存されている場合に限り、受領証又は受領カードを再交付するものとする。

（宣誓内容等の変更）

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容記載事項変更届兼受領証等再交付申請書（様式第5号。以下「変更届兼再交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) ファミリーシップが解消されたとき。
- (2) その他宣誓書の記載事項に変更があったとき。

2 変更届兼再交付申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 第4条第3項各号に掲げるいずれかの書類
- (2) 前項第2号に該当するときは、変更があった記載事項が確認できる書類

3 市長は、変更届兼再交付申請書の提出を受けた場合は、受領証及び受領カードを再交付するものとする。

（受領証等の返還）

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかの場合に該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第6号）に第6条の規定により交付を受けた受領証及び受領カードを添えて市長に返還しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 当事者の意思によりパートナーシップが解消された場合
- (2) 一方が死亡した場合
- (3) 双方ともに本市から転出した場合（第12条に定める場合を除く。）
- (4) 第3条第3号に該当しなくなった場合

（子の氏名の削除）

第10条 宣誓書に氏名を記載された子は、満15歳に達した日以降に、市長にパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書（様式第7号。以下「申立書」という。）を提出することにより、当該記載された子に係る受領証及び受領カードから当該子の氏名を削除するよう申し立てることができる。

2 第4条第3項の規定は、前項の規定により申立書の提出をした者について準用する。

3 市長は、第1項の規定により申立書が提出されたときは、宣誓者に対して、当該記載された子の氏名を削除した受領証及び受領カードを送付するものとする。

(宣誓の無効)

第11条 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓は、次に掲げる場合には無効とする。

(1) 当事者の間にパートナーシップを形成する意思がないとき。

(2) 第3条各号のいずれかの規定に違反しているとき。

2 前項第2号に該当する場合は、その該当する第3条各号の規定に反する事由が発生した時点に遡って無効とする。

3 市長は、第1項の規定によりパートナーシップの宣誓を無効とした場合は、宣誓者に交付した受領証及び受領カードの返還を求めるものとする。

(自治体間での相互利用)

第12条 宣誓者が、本市がパートナーシップ等宣誓制度の相互利用に関する協定（以下「協定」という。）を締結している自治体へ転出する場合であって、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書（様式第8号。以下「使用申請書」という。）を提出したときは、継続して本市が交付した受領証及び受領カードを使用することができる。

2 第4条第3項の規定は、前項の規定により使用申請書の提出をした者について準用する。

3 本市と協定を締結している自治体から本市へ転入した者は、当該自治体が交付した受領証及び受領カード（継続使用の手続がされたものに限る。）を、本市において継続して使用することができる。

4 第1項又は前項の規定により継続して受領証及び受領カードを使用している者が、第9条第1号・第2号又は第4号に該当した場合又は本市と協定を締結している自治体以外の自治体へ転出した場合には、当該受領証及び受領カードを交付した自治体に返還するものとする。

5 第1項の規定により継続している受領証及び受領カードの再交付については、第7条の規定を準用し、宣誓における宣誓内容又は記載事項の変更については、第8条の規定を準用する。

(宣誓書の保存)

第13条 市長は、宣誓書について、受領証及び受領カードを返還された後5年間保存するものとする。

(情報の管理)

第14条 市長は、宣誓者から提出された個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切に取り扱うものとする。

2 市長は、宣誓者（第12条第3項に規定する転入した者を含む。）の個人情報については、本人の同意を得た場合に限り、他部署へ情報提供することができる。

(庶務)

第15条 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する庶務は、総務部人権啓発課において処理する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和〇年〇月〇日から施行する。